

人事委員会報

第90号

平成30年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 30 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	10
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	14
5 退職手当支給制限に対する意見の申出状況	15

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	16
第 1 表 平成 30 年度職員採用試験（定例試験）の概要	19
第 2 表 職員採用試験実施状況	21
第 3 表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 21 年度以降）	24
第 4 表 平成 30 年度職員採用選考考査実施状況	26
第 5 表 平成 30 年度採用・転任選考承認状況	28
第 6 表 平成 30 年度職員採用状況	29
第 7 表 平成 30 年度昇任選考実施状況	30
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	31
3 公平審査事務	40
4 公平委員会受託事務	42
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	42
6 職員団体等関係事務	43
7 勤務時間等関係事務	46
8 労働基準監督関係事務	48



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	54
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	小川竹男	平成26年7月13日	平成30年7月12日 委員長退任
委員長	千葉裕一	平成30年7月13日	平成30年7月18日 委員長就任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

平成30年度の人事委員会会議は第1573回から第1595回まで23回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

区分	年月	平成30年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年	2月	3月	計
	4月									1月				
開催回数	1	1	2	2	2	1	4	3	2	1	2	2	23	
議事事項数	議案	4	3		3	3	3	6	3	7		7	18	57
	審理	3	2	6	1	6	5	8	8	4	2	3	1	49
	協議			1				2	2	1	2	1	1	10
	報告	4	3		1	4	3	4	1	1	1	1		23
	その他	2		2	3	2	5	9	1			2	1	27
計	13	8	9	8	15	16	29	15	13	5	14	21	166	

(2) 付議内容別議事事項

		議案	審理	協議	報告	その他	計
総務関係	条例意見	0					0
	規則等の制定改廃	2					2
	その他	1			1		2
	小計	3			1		4
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	2	5	2			9
	審査請求	7	44	6		1	58
	休暇の承認	0					0
	条例意見	2					2
	規則等の制定改廃	5					5
	その他	4			9	1	14
	小計	20	49	8	9	2	88
任用関係	採用	13			3	12	28
	昇任				2		2
	条例意見						
	規則等の制定改廃	2					2
	その他						
	小計	15			5	12	32
給与関係	報告・勧告	1		2	7	2	12
	条例意見	3					3
	規則等の制定改廃	14					14
	その他	1			1	11	13
	小計	19		2	8	13	42
合計		57	49	10	23	27	166

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1573	30. 4. 12 (木)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 69 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 69 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 76 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 第 94 回警察官 A 採用試験及び第 95 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 2 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 3 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>③ 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 4 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 30 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>② 公平委員会の事務の受託について</p> <p>③ 職員団体の登録の承継について (大崎市職員労働組合)</p> <p>④ 平成 29 年度職員採用試験実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1574	30. 5. 17 (木)	<p>(議 案)</p> <p>5 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>6 裁決書の更正について</p> <p>7 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 1 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 29 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 29 年度における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>③ 選考考査 (前期日程) の概要について</p>
1575	30. 6. 4 (月)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 1 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 3 号事案について (第 4 回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
1576	30. 6. 20 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 2 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 3 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>③ 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>④ 平成 30 年 (措) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 1 号事案について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 30 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) 申込状況について</p> <p>② 平成 30 年度警察官 A 採用試験申込状況について</p>
1577	30. 7. 11 (水)	<p>(議 案)</p> <p>8 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>9 人事委員会事務専決規程 (昭和 56 年宮城県人事委員会訓令第 1 号) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第 89 号 (平成 29 年度) 人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p> <p>② 平成 30 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施状況等について</p> <p>③ 平成 30 年度警察官 A 採用試験の実施状況等について</p>
1578	30. 7. 18 (水)	<p>(議 案)</p> <p>10 人事委員会委員長の選挙について</p>
1579	30. 8. 16 (木)	<p>議 案)</p> <p>11 宮城県職員 (大学卒業程度) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 2 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>② 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>③ 平成 30 年 (措) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 30 年人事院勧告について</p> <p>② 選考考査 (後期日程) の概要について</p> <p>③ 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>

回数	開催年月日	議 事
1580	30. 8. 23 (木)	<p>(議 案)</p> <p>12 宮城県警察官（警察官A）採用候補者名簿の確定について</p> <p>13 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 8 回審理）</p> <p>② 平成 29 年（審）第 3 号事案について（第 6 回審理）</p> <p>③ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 9 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 30 年職員給与実態調査結果について</p>
1581	30. 9. 20 (木)	<p>(議 案)</p> <p>14 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>15 退職手当の支給制限処分について</p> <p>16 平成 31 年度宮城県警察官採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 9 回審理）</p> <p>② 平成 29 年（審）第 3 号事案について（第 7 回審理）</p> <p>③ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 10 回審理）</p> <p>④ 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 1 回審理）</p> <p>⑤ 平成 30 年（措）第 1 号事案について（第 3 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 30 年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 平成 30 年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>③ 平成 30 年公民給与較差について</p> <p>(その他)</p> <p>① 北海道公務員共闘会議及び東北公務員共闘協議会からの要請について</p> <p>② 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告（案）の概要について</p> <p>③ 平成 30 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の実施状況について</p> <p>④ 平成 30 年度警察官 B 採用試験の実施状況について</p> <p>⑤ 平成 30 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について</p>
1582	30.10. 1 (月)	<p>(協 議)</p> <p>① 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 30 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
		② 宮城県三者共闘会議からの要請について ③ 平成 29 年（審）第 1 号事案について
1583	30.10.9（火）	（議 案） 17 平成 28 年（審）第 1 号事案に係る再審請求に対する決定について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 10 回審理） ② 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 11 回審理） （協 議） ① 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について （報 告） ① 人事行政の運営等の状況の公表について ② 平成 30 年度上半期における苦情相談の状況について ③ 平成 30 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について （その他） ① 平成 30 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者） の第 1 次合格者について ② 平成 30 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度） の第 1 次合格者について ③ 平成 30 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について ④ 選考考査（身体障害者）の概要について
1584	30.10.15(月)	（議 案） 18 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について 19 平成 30 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について 20 退職手当支給制限処分に対する意見について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 11 回審理） ② 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 12 回審理） （その他） ① 宮城県春闘共闘会議等からの要請について
1585	30.10.29（月）	（議 案） 21 人事委員会規則 7-2（特殊勤務手当）の一部改正について 22 不利益処分に関する審査請求について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 12 回審理） ② 平成 29 年（審）第 3 号事案について（第 8 回審理） ③ 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 13 回審理） ④ 平成 30 年（措）第 1 号事案について（第 4 回審理）

回数	開催年月日	議 事
		(報 告) ① 労働基準監督機関としての職権行使の状況について (その他) ① 交通用具使用者(普通自動車等を使用する職員)に係る通勤手当について
1586	30.11.7(水)	(審 理) ① 平成29年(審)第2号事案について(第13回審理) ② 平成29年(審)第4号事案について(第14回審理) ③ 平成30年(審)第1号事案について(第2回審理)
1587	30.11.14(水)	(議 案) 23 宮城県職員(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)採用候補者名簿の確定について 24 宮城県職員(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)採用候補者名簿の確定について 25 宮城県警察官(警察官B)採用候補者名簿の確定について (審 理) ① 平成29年(審)第4号事案について(第15回審理) ② 平成30年(審)第2号事案について(第1回審理) ③ 平成30年(措)第1号事案について(第5回審理) (協 議) ① 平成29年(審)第3号事案について (報 告) ① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について (その他) ① 平成30年全国人事委員会勧告の状況について
1588	30.11.28(水)	(審 理) ① 平成29年(審)第2号事案について(第14回審理) ② 平成29年(審)第4号事案について(第16回審理) (協 議) ① 平成29年(審)第3号事案について
1589	30.12.4(火)	(議 案) 26 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について
1590	30.12.21(金)	(議 案) 27 不利益処分に関する審査請求について 28 人事委員会規則7-15(勤勉手当)の一部改正について 29 人事委員会規則7-17(宿日直手当)の一部改正について 30 人事委員会規則7-33(初任給,昇格,昇給等の基準)の一部改正について 31 人事委員会規則7-38(通勤手当)の一部改正について 32 人事委員会規則7-41(初任給調整手当)の一部改正について (審 理) ① 平成29年(審)第2号議案について(第15回審理) ② 平成29年(審)第4号事案について(第17回審理)

回数	開催年月日	議 事
		③ 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 3 回審理） ④ 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 2 回審理） （協 議） ① 平成 30 年（措）第 1 号事案について （報 告） ① 解雇予告除外認定について
1591	31. 1. 23（水）	（審 理） ① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 16 回審理） ② 平成 29 年（審）第 4 号事案について（第 18 回審理） （協 議） ① 平成 29 年（審）第 4 号事案について ② 平成 30 年（措）第 1 号事案について （報 告） ① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について
1592	31. 2. 4（月）	（議 案） 33 勤務条件に関する措置の要求について 34 平成 31 年度宮城県職員採用試験の実施について 35 第 96 回及び第 97 回警察官 A 採用試験並びに第 98 回警察官 B 採用試験の実施について （審 理） ① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 17 回審理）
1593	31. 2. 18（月）	（議 案） 36 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 37 職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 38 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 39 職員安全衛生管理規程の一部改正について （審 理） ① 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 4 回審理） ② 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 3 回審理） （協 議） ① 平成 29 年（審）第 4 号事案について （報 告） ① 平成 30 年度給与の支払監理について （その他） ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について

回数	開催年月日	議 事
1594	31. 3. 18 (月)	<p>(議 案)</p> <p>40 人事委員会規則 8－5 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>41 人事委員会規則 8－8 (職員の自己啓発等休業に関する規則) の一部改正について</p> <p>42 人事委員会規則 12－1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部改正について</p> <p>43 人事委員会規則 7－0 (給料等の支給) の一部改正について</p> <p>44 人事委員会規則 7－1 (寒冷地手当) の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則 7－2 (特殊勤務手当) の一部改正について</p> <p>46 人事委員会規則 7－16 (給料の調整額) の一部改正について</p> <p>47 人事委員会規則 7－18 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>48 人事委員会規則 7－33 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部改正について</p> <p>49 人事委員会規則 7－39 (へき地手当等) の一部改正について</p> <p>50 人事委員会規則 7－62 (特勤勤務手当等) の一部改正等について</p> <p>51 職員が豚コレラの発生都道府県等からの要請による防疫業務従事後に自宅待機する場合の職務に専念する義務の免除について</p> <p>52 週休日の振替等の承認について</p> <p>53 人事委員会の権限 (職員の任用に関する規則) の一部の委任の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 2 号事案について (第 18 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 29 年 (審) 第 4 号事案について (第 3 回協議)</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1595	31. 3. 26 (火)	<p>(議 案)</p> <p>54 人事委員会規則 11－1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>55 人事委員会規則 11－2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>56 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>57 職員の任用に関する選考について</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 30 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
人事委員会事務専決規程	30. 7. 11	30. 7. 17	事務局長が専決することのできる事務のうち、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により委員長の職にある委員に委任された労働基準監督機関の職権行使についての規定の一部改正	30. 7. 17
職員安全衛生管理規程	31. 2. 18	31. 3. 12	平成 30 年 9 月 7 日付け厚生労働省労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号において、労働者の健康に関する情報については、「要配慮個人情報」に該当する情報として取り扱うこととされたことによる、関係規定の一部改正	31. 4. 1

(公平審査・勤務条件関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	31. 3. 18	31. 3. 22	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う職員に時間外勤務命令を行うことができる時間数の上限についての規定の一部改正	31. 4. 1
職員の自己啓発休業等に関する規則(8-8)	31. 3. 18	31. 3. 22	引用する学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正に伴う規定の整理	31. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則(11-1)	31. 3. 26	31. 3. 29	組織改編に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	31. 4. 1
公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(11-2)	30. 5. 17	30. 5. 18	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	30. 5. 18
	31. 3. 26	31. 3. 29	受託団体の組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	31. 4. 1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(12-1)	31. 3. 18	31. 3. 29	新たに職員を派遣することができる団体として、別表第2に1団体を追加	31. 4. 1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 (7-0)	31. 3. 18	31. 3. 22	第5条の2 特殊勤務手当の月額支給の廃止に伴う改正	31. 4. 1
寒冷地手当 (7-1)	31. 3. 18	31. 3. 22	別表(第2条関係) 中学校の廃校に伴う改正	31. 4. 1
特殊勤務手当 (7-2)	30. 10. 29	30. 10. 30	第17条 組織改編に伴う改正 第23条 教員特殊業務手当額の改定に伴う改正	30. 10. 30 30. 11. 1
	31. 3. 18	31. 3. 22	第2条 支給対象所属の変更に伴う改正 第3条・第4条 支給対象業務の追加等に伴う改正 第10条 組織改編に伴う改正 第11条 支給対象業務の廃止に伴う規定の削除 第16条から第18条 組織改編に伴う改正 第18条の2 支給対象業務の新設に伴う改正 第31条 支給対象業務の廃止に伴う改正 第40条 支給対象の追加に伴う改正 第42条 月額支給の廃止に伴う規定の削除 第43条・第44条 条の繰上げに伴う改正 附則第5項 支給対象施設の整理に伴う改正	31. 4. 1 1. 5. 1 31. 4. 1
勤勉手当 (7-15)	30. 12. 21	30. 12. 25	第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正(平成30年12月期)	30. 12. 1
			第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正(令和元年6月期以降)	31. 4. 1
給料の調整額 (7-16)	31. 3. 18	31. 3. 22	別表第1 適用区分表(第1条及び第2条関係) 高等学校における特別支援教育の実施に伴う改正	31. 4. 1
宿日直手当 (7-17)	30. 12. 21	30. 12. 25	第4条 支給限度額の改定に伴う改正	30. 4. 1
管理職手当 (7-18)	31. 3. 18	31. 3. 22	別表第1(第1条関係) 業務移管に伴う改正	31. 4. 1
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7-33)	30. 12. 21	30. 12. 25	別表第7 昇格時号俸対応表(第23条関係) 給料表の改定に伴う改正	30. 4. 1
	31. 3. 18	31. 3. 18	別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 職の新設等に伴う改正 別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 職の新設等に伴う改正	31. 3. 18 31. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
通勤手当 (7-38)	30.12.21	30.12.25	別表第1(第11条関係) 交通用具使用者(普通自動車等を使用する職員)の支給限度額の改定に伴う改正	31.4.1
へき地手当等 (7-39)	31.3.18	31.3.22	別表 小学校の廃校に伴う改正 別表 級地区分の変更に伴う改正	31.4.1 31.4.7
特地勤務手当 等(7-62)	31.3.18	31.3.22	別表 指定公署の変更に伴う改正	31.4.1
初任給調整手 当(7-41)	30.12.21	30.12.25	別表(第6条関係) 医師等に対する手当額の改定に伴う改正	30.4.1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成30年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
30.9.20	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、部活動指導業務に対する教員特殊業務手当の額の改定を行うものであり、適当と認めます。	30.10.18制定 30.10.25公布 30.11.1施行
30.12.4	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」に沿ったものであり、適当と認めます。	30.12.17制定 30.12.25公布 30.12.25等施行
31.2.18	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、規定の整理を行うものであり、適当と認めます。	31.3.15制定 31.3.22公布 31.4.1施行
31.2.18	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正により国家公務員において超過勤務命令の上限等が定められたことに準じ、本県職員についても時間外勤務命令の上限等を定める措置を講ずるため、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	31.3.15制定 31.3.22公布 31.4.1施行
31.2.18	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、支給対象の見直し等に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	31.3.15制定 31.3.22公布 31.4.1施行

5 退職手当支給制限に対する意見の申出状況

職員の退職手当に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

これに基づき、平成 30 年度中に意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出 年 月 日	処 分 案			意見の申出内容
	退職手当 管理機関	処分案	支給制限処分の理由	
30.10.15	警察本部	全部支給制限 (23,278,342 円)	在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたため(職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項)	この処分案は、職員の退職手当に関する条例の趣旨に沿ったものであり、適当と認めます。

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成30年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成30年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。近年では平成24年度をピークに減少する傾向にあったが、平成30年度は短期大学卒業程度試験の受験上限年齢を29歳に引き上げたこと等により、前年度に比べ93人の増となった。一方、警察官採用試験応募者総数は、平成22年から一貫して減少しており、平成30年度は前年度に比べ51人の減となった。

また、平成26年度から実施している民間企業職務経験者(土木職)を対象とした採用試験については、前年度に比べ7人減の47人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。)しており、平成30年度の受験申込は原則として電子申請により行うこととした。電子申請の利用者の割合は、平成30年度においては、職員採用試験の応募者の83.9%、警察官採用試験の応募者の50.6%となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等12職種、計14職種であり、申込者数846人、受験者数647人となり、前年度に比べて申込者数では6.4%下回り、受験者数は6.1%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の92.6%、最終合格者の100%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5職種で、申込者数が375人、受験者数が267人となり、前年度に比べて申込者数では48.8%上回り、受験者数は49.2%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 74.9%、86.1%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 3 職種、計 4 職種であり、申込者数は 563 人、受験者数は 530 人となり、前年度に比べて申込者数では 5.2%上回り、受験者数は 8.2%上回った。

受験者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合は 0.8%であった。なお、短期大学卒業者の最終合格者はいなかった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業]、警察官 A (女性/一般) [大学卒業]、警察官 A (女性/武道指導) [大学卒業]、警察官 B (男性) [大学卒業以外] 及び、警察官 B (女性) [大学卒業以外] の 6 職種であり、申込者数は 893 人、受験者数は 767 人となり、前年度に比べて申込者数では 5.4%下回り、受験者数は 3.6%下回った。

なお、警察官試験においては、平成 29 年度から導入している資格加点の対象資格に、平成 30 年度から語学、財務、情報処理を追加した。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験では、申込者数は 47 人、受験者数は 42 人となり、前年度に比べて申込者数では 13.0%下回り、受験者数は 17.6%下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成 30 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査も実施し、獣医師等 24 職種、受考者 199 人に対し 77 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 2.5%下回り、適格者数は同数であった。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成 30 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 495 人であり、このうち 417 人（84.2%）が競争試験による採用であり、78 人（15.8%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成 30 年度昇任選考実施状況は第 7 表のとおりであり、被選考者総数 182 人のうち、一般職員等が 151 人（83.0%）、警察官が 31 人（17.0%）となっている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第 41 条第 1 項）。

第1表 平成30年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 55人程度 少年警察補導員 2人程度 総合土木 30人程度 建築 3人程度 警察建築 1人程度 農業 5人程度 水産 1人程度 林業 5人程度 畜産 3人程度 園芸 2人程度 農芸化学 2人程度 心理 2人程度 保健師 10人程度 薬剤師 10人程度	「保健師及び薬剤師以外の職種」 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月11日（金）～ 6月1日（金）	第一次	6月24日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	7月5日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」及び「薬剤師」を除く。）			
				第二次	7月20日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」及び「薬剤師」に限る。）	仙台市	8月17日（金）
							専門試験	短答式 時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」及び「薬剤師」を除く。）		
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
	7月23日（月）～ 7月31日（火）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
			身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（少年警察補導員のみ）	仙台市					
			資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
短期大学 卒業程度	学校事務 15人程度 警察事務 20人程度 建築 2人程度 機械 5人程度 電気 5人程度	平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者〔20歳～29歳〕	8月10日（金）～ 8月31日（金）	第一次	9月23日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月4日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月22日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月16日（金）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
					10月29日（月）～ 11月2日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市	
			資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
高等学校 卒業程度	事務（一般事務 35人程度） （学校事務 15人程度） （警察事務 15人程度） 総合土木 10人程度 水産 1人程度 林業 1人程度 ※事務については、第3志望まで選択できる。	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月10日（金）～ 8月31日（金）	第一次	9月23日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月4日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月22日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月16日（金）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
					10月24日（水）～ 10月26日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	
			資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
警 察 官 A	警察官 A (男性/一般) 75人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月18日（金）～ 6月15日（金）	第一次	7月8日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月18日（水）
	実技試験					武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官 A（男性/武道指導・女性/武道指導）に限る。）			
	論文試験					時間 80分 （第2次試験として評価）			
	第二次			8月2日（木） 8月3日（金）～ 8月7日（火）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	8月24日（金）
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
第二次	8月3日（金）～ 8月7日（火）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	8月24日（金）			
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡県各県及び警視庁（東京都）の警察官 A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて18人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 50人程度	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者を除く。〔18歳～33歳〕	7月27日（金）～ 8月24日（金）	第一次	9月16日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月27日（木）
	作文試験					時間 60分 （第2次試験として評価）			
	第二次			10月9日（火） 10月10日（水）～ 10月12日（金）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月16日（金）
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
	第二次			10月10日（水）～ 10月12日（金）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	11月16日（金）
体力検査		警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡県各県及び警視庁（東京都）の警察官 B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて17人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

(注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢である。

2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成31年4月30日までに取得見込みの者に限る。

3 # 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成31年4月30日までに取得見込みの者に限る。

4 「警察官 A（男性/武道指導）」及び「警察官 A（女性/武道指導）」にあつては、柔道3段（大学卒業見込みの者に限り2段を含む。）以上あるいは剣道4段（大学卒業見込みの者に限り3段を含む。）以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
行政	29	674 人	498 人	73.9 %	127 人	108 人	51 人	9.8 倍	45 人	6 人
	30	609	461	75.7	158	144	65	7.1	48	17
少年警察 補導員	29	9	7	77.8	3	3	1	7.0	0	1
	30	18	17	94.4	6	6	3	5.7	2	1
小計	29	683	505	73.9	130	111	52	9.7	45	7
	30	627	478	76.2	164	150	68	7.0	50	18
総合土木	29	58	46	79.3	31	28	13	3.5	11	2
	30	61	46	75.4	36	34	21	2.2	12	9
建築	29	9	8	88.9	5	3	2	4.0	2	0
	30	14	11	78.6	9	9	3	3.7	3	0
警察建築	29	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-
	30	2	2	100.0	1	0	-	-	-	-
農業	29	32	24	75.0	17	15	9	2.7	7	2
	30	27	24	88.9	15	14	5	4.8	5	0
水産	29	15	12	80.0	8	8	3	4.0	3	0
	30	14	9	64.3	4	2	1	9.0	1	0
林業	29	18	17	94.4	13	13	5	3.4	4	1
	30	19	15	78.9	12	11	4	3.8	3	1
畜産	29	11	10	90.9	9	9	3	3.3	3	0
	30	9	5	55.6	5	5	3	1.7	2	1
園芸	29	11	9	81.8	7	7	3	3.0	2	1
	30	5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0
農芸化学	29	20	18	90.0	12	10	4	4.5	4	0
	30	20	12	60.0	4	4	1	12.0	1	0
心理	29	11	9	81.8	4	4	1	9.0	0	1
	30	14	14	100.0	6	6	2	7.0	2	0
保健師	29	23	21	91.3	18	16	9	2.3	7	2
	30	23	20	87.0	19	17	10	2.0	9	1
薬剤師	29	12	10	83.3	10	10	6	1.7	3	3
	30	11	7	63.6	7	6	4	1.8	4	0
小計	29	221	184	83.3	134	123	58	3.2	46	12
	30	219	169	77.2	120	110	55	3.1	43	12
合計	29	904	689	76.2	264	234	110	6.3	91	19
	30	846	647	76.5	284	260	123	5.3	93	30

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
短期 大学 卒業 程度	事務系	学校事務	29	161 人	111 人	68.9 %	46 人	40 人	20 人	5.6 倍	17 人	3 人
		30	185	129	69.7	44	37	17	7.6	14	3	
	警察事務	29	80	62	77.5	21	20	8	7.8	7	1	
		30	166	122	73.5	41	39	16	7.6	16	0	
	小計	29	241	173	71.8	67	60	28	6.2	24	4	
		30	351	251	71.5	85	76	33	7.6	30	3	
	技術系	建築	29	4	2	50.0	0	-	-	-	-	-
			30	3	2	66.7	1	1	1	2.0	0	1
		機械	29	1	1	100.0	0	-	-	-	-	-
			30	8	4	50.0	4	4	1	4.0	1	0
		電気	29	6	3	50.0	3	2	1	3.0	1	0
			30	13	10	76.9	7	6	1	10.0	1	0
		小計	29	11	6	54.5	3	2	1	6.0	1	0
			30	24	16	66.7	12	11	3	5.3	2	1
合計	29	252	179	71.0	70	62	29	6.2	25	4		
30	375	267	71.2	97	87	36	7.4	32	4			
高等 学校 卒業 程度	事務系	事務	29	508	463	91.1	138	130	59	7.8	36	23
		30	527	494	93.7	173	169	95	5.2	72	23	
	内務系	一般事務	29	326	296	90.8	98	93	31(0)	-	15	16
			30	354	326	92.1	112	109	60(0)	-	47	13
		学校事務	29	132	119	90.2	29	27	21(8)	-	15	6
			30	93	90	96.8	32	31	18(2)	-	15	3
	警察事務	29	50	48	96.0	11	10	7(3)	-	6	1	
		30	80	78	97.5	29	29	17(0)	-	10	7	
	小計	29	508	463	91.1	138	130	59	7.8	36	23	
		30	527	494	93.7	173	169	95	5.2	72	23	
	技術系	総合土木	29	18	18	100.0	14	13	9	2.0	7	2
			30	31	31	100.0	21	20	11	2.8	7	4
		水産	29	5	5	100.0	4	3	1	5.0	1	0
			30	2	2	100.0	2	2	1	2.0	1	0
林業		29	4	4	100.0	3	3	2	2.0	2	0	
		30	3	3	100.0	3	2	1	3.0	1	0	
小計		29	27	27	100.0	21	19	12	2.3	10	2	
		30	36	36	100.0	26	24	13	2.8	9	4	
合計	29	535	490	91.6	159	149	71	6.9	46	25		
30	563	530	94.1	199	193	108	4.9	81	27			

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	29	471 人	396 人	84.1 %	255 人	226 人	98 人	4.0 倍	79 人	19 人
		30	417	354	84.9	231	200	83	4.3	55	28
	警察官 A (男性/武道指導)	29	6	6	100.0	3	3	1	6.0	1	0
		30	4	4	100.0	3	3	3	1.3	3	0
	警察官 B (男性)	29	289	259	89.6	173	169	62	4.2	53	9
		30	266	235	88.3	146	143	56	4.2	50	6
	警察官 A (女性/一般)	29	110	74	67.3	42	36	17	4.4	15	2
		30	104	80	76.9	28	21	8	10.0	5	3
	警察官 A (女性/武道指導)	29	3	3	100.0	3	3	3	1.0	2	1
		30	3	3	100.0	2	2	1	3.0	1	0
	警察官 B (女性)	29	65	58	89.2	26	22	9	6.4	8	1
		30	99	91	91.9	21	21	9	10.1	9	0
	合計	29	944	796	84.3	502	459	190	4.2	158	32
		30	893	767	85.9	431	390	160	4.8	123	37
総計	29	2,635	2,154	81.7	995	904	400	5.4	320	80	
	30	2,677	2,211	82.6	1,011	930	427	5.2	329	98	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。

2 平成30年度に係る選択結果は、令和元年5月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大卒程度 (職務経験者) 土木	29	54 人	51 人	94.4 %	20 人	19 人	13 人	3.9 倍	9 人	4 人
	30	47	42	89.4	17	17	10	4.2	9	1

注) 1 平成30年度に係る選択結果は、令和元年5月1日現在のものである。

(3) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	29	501 人	431 人	86.0 %	241 人	217 人	127 人	3.4 倍	104 人	23 人
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成21年度以降）

事 項		年 度									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大 学 卒 業 程 度	(人)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)	(627)
	申込者数	1,446	1,691	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195	904	846
	(人)	(751)	(873)	(754)	(862)	(778)	(777)	(679)	(660)	(505)	(478)
	受験者数	1,029	1,240	1,055	1,285	1,089	1,005	944	911	689	647
	(人)	(57)	(68)	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)	(68)
合格者数	98	134	131	214	149	135	129	140	110	123	
(倍)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	(7.0)	
競争率	10.5	9.3	8.1	6.0	7.3	7.4	7.3	6.5	6.3	5.3	
(人)	(52)	(54)	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	(50)	
採用者数	90	117	113	183	116	118	111	116	91	93	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(590)	(622)	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)	(351)
	申込者数	664	691	519	580	473	315	313	298	252	375
	(人)	(438)	(493)	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)	(251)
	受験者数	503	547	415	409	344	235	220	208	179	267
	(人)	(26)	(32)	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)	(33)
合格者数	34	38	49	52	24	29	33	34	29	36	
(倍)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	(7.6)	
競争率	14.8	14.4	8.5	7.9	14.3	8.1	6.7	6.1	6.2	7.4	
(人)	(23)	(29)	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	(30)	
採用者数	31	35	41	46	20	25	24	29	25	32	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(454)	(489)	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)	(527)
	申込者数	475	516	469	629	561	525	506	569	535	563
	(人)	(386)	(425)	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)	(494)
	受験者数	407	450	413	548	507	477	464	537	490	530
	(人)	(50)	(65)	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)	(95)
合格者数	54	71	91	113	60	77	75	84	71	108	
(倍)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	(5.2)	
競争率	7.5	6.3	4.5	4.8	8.5	6.2	6.2	6.4	6.9	4.9	
(人)	(30)	(42)	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	(72)	
採用者数	33	46	73	96	48	50	44	64	46	81	
小 計	(人)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)	(1,505)
	申込者数	2,585	2,898	2,516	2,980	2,542	2,198	2,050	2,062	1,691	1,784
	(人)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)	(1,223)
	受験者数	1,939	2,237	1,883	2,242	1,940	1,717	1,628	1,656	1,358	1,444
	(人)	(133)	(165)	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)	(196)
合格者数	186	243	271	379	233	241	237	258	210	267	
(倍)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	(6.2)	
競争率	10.4	9.2	6.9	5.9	8.3	7.1	6.9	6.4	6.5	5.4	
(人)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	
採用者数	154	198	227	325	184	193	179	209	162	206	

事 項		年 度									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,303	2,411	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077	944	893
	(人) 受 験 者 数	1,921	2,036	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006	893	796	767
	(人) 合 格 者 数	185	191	199	267	214	244	188	211	190	160
	(倍) 競 争 率	10.4	10.7	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2	4.8
	(人) 採 用 者 数	145	156	150	215	172	198	153	162	158	123
合 計	(人) 申 込 者 数	4,888	5,309	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635	2,677
	(人) 受 験 者 数	3,860	4,273	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154	2,211
	(人) 合 格 者 数	371	434	470	646	447	485	425	469	400	427
	(倍) 競 争 率	10.4	9.8	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4	5.2
	(人) 採 用 者 数	(105) 299	(125) 354	(169) 377	(200) 540	(96) 356	(139) 391	(114) 332	(134) 371	(105) 320	(152) 329

注) () 内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成30年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
原子核工学	人 0	人 -	人 -	倍 -	- (一次) - (二次)
福祉総合 (第1回)	10	8	0	-	30. 6. 24 (一次) - (二次)
研究員 (電気電子系)	9	8	1	8.0	30. 6. 24 (一次) 30. 7. 17~18 (二次)
研究員 (物理系)	8	7	1	7.0	30. 6. 24 (一次) 30. 7. 17~18 (二次)
研究員 (工業デザイン系/第1回)	6	5	0	-	30. 6. 24 (一次) - (二次)
犯罪鑑識技術員 (化学部門研究員)	12	9	1	9.0	30. 6. 24 (一次) 30. 7. 17 (二次)
サイバー捜査官	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
心理捜査官	4	4	2	2.0	30. 6. 24 (一次) 30. 8. 2~3 (二次)
獣医師 (第1回)	27	21	17	1.2	30. 7. 17~18
福祉総合 (第2回)	23	19	2	9.5	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18~19 (二次)
児童自立支援専門員	3	3	2	1.5	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
研究員 (工業デザイン系/第2回)	8	8	1	8.0	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
職業訓練指導員 (電気工事)	2	2	1	2.0	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
埋蔵文化財担当技術職員	6	5	1	5.0	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
海技従事者 (航海士)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
ヘリコプター操縦士	10	10	1	10.0	30. 9. 16 (一次) 30. 10. 9~10, 15 (二次)
航空整備士	3	3	1	3.0	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
警察用船舶職員 (航海士)	5	4	1	4.0	30. 9. 23 (一次) 30. 10. 18 (二次)
獣医師 (第2回)	8	6	3	2.0	30. 10. 18~19

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
身体障害者特別 (一般事務/大学卒業程度)	人 6	人 6	人 2	倍 3.0	30.10.21 (一次) 30.11.20 (二次)
身体障害者特別 (学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)	1	0	-	-	- (一次) - (二次)
身体障害者特別 (一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)	10	9	3	3.0	30.10.21 (一次) 30.11.20 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(土木)	63	62	37	1.7	30.7.8 (一次) 30.8.5 (二次)
計	224	199	77	2.6	

第5表 平成30年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採用	獣 医 師	10					10
	児 童 自 立 支 援 専 門 員	2					2
	福 祉 総 合	2					2
	研 究 員 (電 気 電 子 系)	1					1
	研 究 員 (物 理 系)	1					1
	研 究 員 (工 業 デ ザ イン 系)	1					1
	職 業 訓 練 指 導 員 (電 気 工 事)	1					1
	危 機 対 策 企 画 専 門 監	1					1
	医 師	6					6
	埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		1				1
	海 技 従 事 者 (航 海 士)						0
	警 察 官			1			1
	サ イ バ ー 捜 査 官						0
	心 理 捜 査 官			1			1
	ヘ リ コ プ タ ー 操 縦 士			1			1
	財 務 捜 査 官						0
	犯 罪 鑑 識 技 術 員			1			1
	航 空 整 備 士			1			1
	警 察 用 船 舶 職 員 (航 海 士)			1			1
	事 務 (身 体 障 害 者)	4					4
任期付職員	士 木	32					32
人事交流等	部 長 級	3					3
	次 長 級	3					3
	課 長 級	2		6			8
	補 佐 級		1	1			2
	係 長 (主 任 主 査) 級		1	4			5
	主 事 ・ 技 師 級	1					1
小 計		70	3	17	0	0	90
転任	部 長 級						0
	次 長 級						0
	課 長 級		3	11			14
	補 佐 級		5	7			12
	係 長 (主 任 主 査) 級		8	4			12
	主 事 ・ 技 師 級			1			1
	小 計		16	23	0	0	0
計		86	26	17	0	0	129

第6表 平成30年度職員採用状況 (30.4.1～31.3.31)

区分		29年度 競争試験 合格者	採用者	全採用 者占割合	採用者の任命権者別内訳						
					知事	教育			警察	企業	その他
						教 育 庁 立 校 学	小 学 ・ 中 校				
競争 試験	事務系	大卒程度	人 52	人 45 (4)	% 9.1	人 45 (4)	人	人	人	人	人
		短大卒程度	28	24	4.8		17		7		
		高卒程度	59	36	7.3	15	15		6		
		小計	139	105 (4)	21.2	60 (4)	32		13		
	技術系	大卒程度	58	48 (2)	9.7	48 (2)					
		短大卒程度	1	1	0.2	1					
		高卒程度	12	10	2	10					
		小計	71	59 (2)	11.9	59 (2)					
	警察官		190	140	28.3				140		
	大卒程度 (職務経験者)		13	9	1.8	9					
	任期付職員 (一般事務)		127	104	21.0	104					
	合計		540	417 (6)	84.2	232 (6)	32		153		
	選考	書類選考	事務系		4	0.8	2	1		1	
技術系				5	1.0	5					
警察官				9	1.8				9		
小計				18	3.6	7	1		10		
審査選考		事務系		3	0.6	2	1				
		技術系		57	11.5	53	4				
		警察官		0	0.0						
		小計		60	12.1	55	5				
合計		0	78	15.8	62	6		10			
総計		540	495 (6)	100.0	294 (6)	38		163			

※ () 内は平成30年度採用試験合格者のうち、平成30年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成30年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	11					11
	次長級	26	6			1	33
	課長級	76	22	4	4	1	107
	小計	113	28	4	4	2	151
警察官	部長級			13			13
	警視			18			18
	小計			31			31
計		113	28	35	4	2	182

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が4.5ポイント増加、高校卒では2.8ポイント減少している。減額した事業所については、大学卒では1.2ポイント増加、高校卒ではなかった。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施してきた給与構造改革及び平成27年4月から実施してきた給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は全体として減少傾向となっている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行うこととした。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年の本委員会報告において、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととしたところである。

高齢層職員の昇給制度の見直しについては、全国的に未実施の都道府県が減少している状況にある。

一方で、本県における高齢層職員の公務と民間の給与差は縮小傾向にあり、また、国においては定年の引上げに伴い、高齢層職員の給与水準等の在り方の見直しが検討されており、これらの動向について慎重に見極める必要がある。

これらのことから、公務と民間の給与差の状況や国及び他の都道府県との均衡に十分留意しながら、引き続き検討を進めていくこととする。

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分に係る手当額については、算出の基礎としているガソリン価格について、前回の見直し以後に大きく下落している期間が認められたことや他の都道府県の状況をも考慮した結果、手当額の改定及び距離区分の増設が適当と判断した。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う（400円から1,500円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.45月とする。引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとし、今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとする。

再任用職員の勤勉手当、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

また、平成31年度以降の期末手当・勤勉手当については、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

ニ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、本年4月に遡って引上げを行う。

ホ 交通用具使用者（普通自動車等を使用する職員）に係る通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分については、現行の使用距離区分に対応する手当額の引下げを行うとともに、使用距離区分の限度を80キロメートルに引き上げ、通勤手当の支給月額の限度を52,500円に引き上げることとする。

これらの改定は、平成31年4月1日から実施する。

(3) その他の課題（住居手当）

住居手当については、人事院報告において、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくこととされたことから、本県の実情を踏まえて今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から7年半が経過し、本県は今年度から宮城県震災復興計画の最終段階となる

「発展期」を迎えた。これまでの県民と県職員が一丸となった懸命の取組によって、復興の成果は着実に得られているものの、一方では復興の進捗に伴って県が担うべき役割が変化し、また、行政ニーズは一層多様化してきている。

復興を確実に成し遂げるとともに、復興後を見据え、複雑化する課題に的確に対応していくためには、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが、これまで以上に求められている。

職員の確保に向けて、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入を積極的に進めてきたところであるが、震災からの年月の経過や近年の他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は厳しさを増している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていくとともに、職員の能力を十分に発揮できるような効率的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

また、復興後を見据えた人事運営の観点からは、職員一人一人の能力・意欲の更なる向上を通じて、効率的で質の高い行政を実現していくことが求められており、引き続き「みやぎ人材育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、現在任期付職員や派遣職員によって担われている業務の今後の在り方について検討を進める必要があるほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

震災からの復興に加えて、復興後を見据えた数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、従来から東京都及び大阪市においても宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験等を実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における受験申込者は全体の約16%から18%で推移するなど一定の成果が得られている。また、今年度から宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）において受験資格の上限年齢を29歳に引き上げる取組を行い、受験申込者数が前年比で約49%増加したところである。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を引き続き実施しているほか、獣医師職については、平成29年度から選考方法を変更することにより、受考者の利便性を考慮しつつ、専門性をより重視した選抜を行うなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

近年、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に全体的な応募者の減少傾向が顕著であり、今後も任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、新たな対策にも積極的に取り組み、職員採用試験等の応募者確保に一層注力していく必要がある。

また、こうした状況を踏まえて、多様な経歴、能力を有する職員を採用する仕組みの検討や

様々な職員の働き方に応じて活躍できる環境づくりにも努め、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく本県の特定事業主行動計画において、採用試験受験者等の女性割合及び管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げているところであり、これらの目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等に取り組み、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

障害者雇用の推進については、毎年度身体障害者を対象とした採用選考考査を実施してきたところであり、障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）が施行されたことを踏まえ、点字試験の対象を一部の競争試験にも拡大して実施しているところである。本年 4 月から障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、任命権者においては同法の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、意欲と能力を有する障害者の雇用の促進の取組を適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものである。本県では本格的な導入から 2 年が経過し、制度として定着してきているところであるが、職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることにより、職員の勤務意欲を向上させていくためには、評価者、被評価者による双方向の人事評価のプロセスを不断に高めていくことが求められる。また、個々の職員に対する人事評価のプロセスは人材を育成する上で有効な手段であることから、積極的に活用していく必要がある。

(4) 定年の引上げへの対応

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和 59 年宮城県条例第 3 号）により原則 60 歳と規定されているところである。

人事院は、本年 8 月に国家公務員の定年について、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するために定年を段階的に 65 歳まで引き上げること、民間企業の実情を考慮し、60 歳を超える職員の年間給与を 60 歳前の 7 割水準に設定すること、役職定年制の導入により組織活力を維持すること、短時間勤務制の導入により、60 歳を超える職員の多様な働き方を実現することなどの「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

今回示された方向性や課題について、引き続き国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえて検討を進め、適切に対応していく必要がある。また、段階的な定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、引き続き再任用職員の有する貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に活用・継承するための方策など、再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用の確保と一般職の会計年度任用職員制度の創設を目的とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が、平成 32 年 4 月から施行されることとなっている。

現行の臨時・非常勤職員制度からの大規模な制度変更について、確実に対応するとともに、改正法の趣旨も踏まえ、会計年度任用職員に対する給付等について、適切に検討を進め対応する必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

震災復興計画が「発展期」を迎え、多様化している行政ニーズへの適切な対応が求められる中、長時間にわたる時間外勤務が職員の健康面やワーク・ライフ・バランスに及ぼす影響が懸念されている。時間外勤務の縮減については、これまでも本県の重要課題の一つとして、その改善について繰り返し言及してきたところであるが、本年 6 月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が成立し、民間労働法制においては、来年 4 月から時間外労働の上限規制や一定日数の年次有給休暇を確実に取得する制度の導入、フレックスタイム制の拡充が予定されるなど、労働者の働き方に大きな変化が見込まれており、本県においても、こうした状況を踏まえた職員の働き方改革を推進していく必要がある。

平成 29 年度における職員の時間外勤務は、職員一人当たり月平均 13.9 時間で、前年度に比べて 1.1 時間減少する一方、月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は横ばいで推移しており、長時間の時間外勤務を行った職員が依然として多い状況にある。

県教育委員会の調査結果によると、県立学校における在校時間が月 80 時間を超えたことのある教職員の割合は、全教職員の 4 分の 1 を超えている。教職員の長時間勤務解消については、本年 3 月に県教育委員会が「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」を策定し、部活動の休養日を設けるなどの負担軽減を図る取組を行っているが、こうした取組と併せて、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）に掲げられている各種取組の実施についても検討する必要がある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスの推進、勤務意欲や公務効率の向上にもつながる重要な課題であり、各任命権者においては、サテライトオフィスの設置や時差勤務、朝型勤務の実施、定時退庁日の確保、年間の時間外勤務の上限設定を行うなどの取組を行っているものの、特定の職員に長時間又は長期にわたって過度な業務が集中することのないよう、なお一層の取組が求められる。

また、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要であり、各職員が計画的に休暇を取得し、適度に休養を取ることは、心身の健康保持にとって不可欠である。年次有給休暇の取得状況を見ると、取得日数が 5 日以下の職員の割合が職員全体の約 5 分の 1 となるなど、改善の傾向が見られる。管理監督者には、職員が年次有給休暇を含む各種休暇等を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、職員の健康保持について十分な配慮が求められる。

特に、メンタルヘルスについては、復興業務が長期間に及ぶ中、疲労やストレスの蓄積から

職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者においては、メンタルヘルス不調者の発生の未然防止やストレスチェックを用いた早期発見・支援といった取組を継続して行う必要がある。管理監督者には、日頃から職員の健康状態に目を配り、健康不安を抱えた職員への適時適切な対応等、メンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

なお、国家公務員については、民間労働法制の改正を受け、時間外勤務の命令を行うことができる上限を規則で定めることとし、上限時間を超えた場合には、各省各庁の長は、超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うこととされた。職員の健康確保については、月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては申出がなくとも医師による面接指導を行うこと、申出による面接指導の対象となる超過勤務時間数の基準を月 100 時間から 80 時間に引き下げること、より適切に職員の健康管理を行えるよう健康管理医の機能強化を図ること等の取組強化を図ることとしている。

各任命権者においては、これら国家公務員における時間外勤務の上限規制や健康確保措置の状況を踏まえて適切に対応することが求められる。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、性別や障害等の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限に発揮して活躍できる社会の実現が重要な課題となっている。本県においても、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、自らのキャリア形成を行いながら、同時に生活との調和を図っていくワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。

とりわけ仕事と育児や介護等の両立支援については、国や他都道府県、民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえながら、支援制度の見直しを随時行ってきたところであるが、両立支援については、制度の整備とともに、職場全体でその制度趣旨を十分に理解し、支援を必要とする職員が必要に応じて適宜利用できる環境を整えることが重要である。

育児や介護等に関する特別休暇の承認数や育児休業の取得率は徐々に増えてきているものの、各任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員に対して、育児休業や介護休暇等の両立支援制度の普及啓発を推進し、制度利用を必要とするすべての職員が気兼ねなく利用できる職場環境の整備に継続して取り組んでいく必要がある。

(3) 服務規律の徹底

震災復興に県民一丸となって取り組んでいる中、平成 29 年度に懲戒処分を受けた職員は 27 人に上り、こうした一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。処分事案の内容も、未成年者へのわいせつ行為や飲酒運転、窃盗など、遵法意識に欠けるものが多く、こうした不祥事が繰り返し発生する背景には、規範意識や危機意識の欠如及び公務員としての使命感や倫理感の不足があると考えざるを得ない状況である。

各任命権者においては、このような事態を深刻に受け止め、服務規律の確保と法令遵守の徹底を図り、不祥事の撲滅に向けた抑止力のある効果的な対策を講ずることが必要であり、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感や倫理感、緊張感を持ちながら、日々の職務に当たることが求められる。

また、各任命権者においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった様々なハラスメントの防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているところであるが、職員の健康保持や公務能率維持の観点から、職員一人一人のモラル向上やコンプライアンスの推進を図り、引き続きハラスメントの防止に向け、職員一体となって働きやすい職場環境の維持に取り組んでいくことが不可欠である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画 10 年間の計画期間における 8 年目、東日本大震災からの復興において、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」（H30～H32）の初年度となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給与及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給与及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 10 号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 21,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 7,400 円とすること。

ロ 期末手当及び勤勉手当

(イ) 平成 30 年 12 月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員にあつては、0.475 月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員にあつては、0.575 月分）とすること。

(ロ) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.45 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.55 月分）とすること。

ハ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 414,800 円とすること。

(ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 50,800 円とすること。

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 35,300 円とすること。

ニ 通勤手当

交通用具使用者のうち、普通自動車等を使用する職員に対する支給月額の限度を 52,500 円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

ロ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

ロ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のロの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年12月1日から、1の(2)のロの(ロ)及びニ、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては平成31年4月1日から実施すること。

(別記第1から別記第3まで省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

平成30年度における勤務条件に関する措置の要求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（平成31年3月31日現在）

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
平成30年(措)第1号事案	30.4.24	教育委員会 職 員	男女別休養室及び休憩設備の設置	31.2.14 棄却

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めたときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めたときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

平成30年度における審査請求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成 29 年(審)第 2 号 事 案	29. 8. 10	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲 戒 免 職	信 用 失 墜 行 為	審 査 中
平成 29 年(審)第 3 号 事 案	29. 10. 30	知 事 部 局 員 職	知 事	戒 告	信 用 失 墜 行 為	30. 12. 21 棄 却
平成 29 年(審)第 4 号 事 案	29. 11. 2	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	分 限 免 職	心 身 の 故 障 適 格 性 欠 如	31. 3. 26 棄 却
平成 30 年(審)第 1 号 事 案	30. 8. 15	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲 戒 免 職	信 用 失 墜 行 為	審 査 中
平 成 30 年 不 受 理 案 件	30. 9. 13	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	分 限 休 職	心 身 の 故 障	30. 10. 19 却 下

○ 市町村等

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成 29 年(審)第 1 号 事 案	29. 7. 13	受 託 団 体 員 職	受 託 団 体 の 長	減 給 1 月	信 用 失 墜 行 為	30. 7. 11 処 分 取 消
平成 30 年(審)第 2 号 事 案	30. 10. 11	受 託 団 体 員 職	受 託 団 体 の 長	分 限 降 任	勤 務 実 績 不 良 適 格 性 欠 如	審 査 中

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

平成 30 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	2	2	4
給 与 関 係	0	1	1
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	2	2	4
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	1	1
セクハラ・いじめ関係	2	4	6
そ の 他	4	1	5
合 計	10	11	21

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成31年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 12市, 20町, 1村 計33団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項、第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成31年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	30年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○	役員変更	
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更 規約変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○		
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	役員変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町		役員変更	
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○	役員変更	
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	30年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○	役員変更	
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○		
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市			
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更	
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市			
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○	役員変更	
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○	役員変更	
52	塩釜市職員労働組合	29. 4. 1	塩竈市			
53	大崎市職員労働組合	30. 4. 1	大崎市	○		平成 30 年 4 月 大崎市から登録承継

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第 54 条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和 53 年 9 月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の 1 団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町 7 番 23 号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成30年度における承認等の状況は次のとおりである。

○ 週休日の振替等の承認の状況

承認年月日	対象者	対象業務	週休日の振替等期間
31.3.18	選挙管理委員会事務局 選挙班に勤務する職員	平成31年7月28日に任期が満了となる第25回参議院議員通常選挙及び同年11月12日に任期が満了となる宮城県議会議員一般選挙の選挙管理業務のために週休日の振替等を命ずる場合（平成31年4月1日から宮城県議会議員一般選挙の投・開票日までの期間内の週休日に勤務を命ずる場合に限る。）	勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年宮城県条例第 8 号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則 9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成 30 年度において定めた特例は次のとおりである。

年月日	対象職員等	期 間	根拠規定
31. 3. 18	平成 30 年 9 月以降に岐阜県等において発生している豚コレラに関し、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 48 条の 2 第 1 項の規定による発生都道府県の要請又は国の要請を受け、職員が家畜防疫員として派遣され、防疫業務に従事した場合において、自宅待機が必要と認められる場合	防疫業務の終了した日の翌日から起算して 7 日以内で必要と認められる期間（発生都道府県から宮城県に旅行する日、週休日及び週休日が振り替えられた日並びに休日及び他の事由により職務専念義務が免除された日を除く。）	人事委員会規則 9-1 第 1 条第 7 号

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館、消防学校
		環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部	保健環境センター、環境放射線監視センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校
	農政部	農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場	
	水産林政部	水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター 気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、林業技術総合センター	
	教育委員会	総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校及び分校（2）（寄宿舎を除く。）、特別支援学校及び分校（22）（寄宿舎を除く。）、高等学校、分校及び寄宿舎（74）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館	
	警察本部	警察学校	

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農政部 水産林政部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部） 漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課（運転免許センターを含む。），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（25）（交番，駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成30年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	広域水道事務所(大崎, 仙南・仙塩), 広域水道事務所工業用水道管理事務所, 下水道事務所(中南部, 東部)
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 農 政 部 土 木 部	王城寺原補償工事事務所 土木事務所(大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所(栗原・登米), 港湾事務所(仙台塩釜, 石巻)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 水 産 林 政 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所(栗原・登米), 仙台保健福祉事務所支所(岩沼・黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総 務 部 経 済 商 工 観 光 部	職員寮(10) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮(6)
官公署		企 業 局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	30	9	21	5	35	10	21	5	36
	29	11	21	6	38	11	21	6	38
第一種圧力容器	30	10	13	1	24	10	11	1	22
	29	10	13	1	24	10	12	1	23
ゴ ン ド ラ	30	3	2	0	5	3	2	0	5
	29	3	2	0	5	3	2	0	5
ク レ ー ン 等	30	0	2	0	2	0	2	0	2
	29	0	2	0	2	0	0	0	0
計	30	22	38	6	66	23	36	6	65
	29	24	38	7	69	24	35	7	66

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 31 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 30 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	1	1	—	2
	基 数	—	2	1	—	3
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	2	—	—	2
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第38条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
宮城県気仙沼 向洋高等学校	第一種 圧力容器	BC宮 18030	3.66 m ³	平成30年7月3日	平成30年8月9日
		BC宮 18031	0.64 m ³ （温水槽） 0.60 m ³ （処理槽）		

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	2	1	1	—	4
	基数	2	2	1	—	5
変更届	事業場数	—	—	1	—	1
	基数	—	—	1	—	1
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

（注） 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第39条関係）

手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	第一種圧力容器	2
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第20条・36条・41条，労働安全衛生法100条関係）
ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

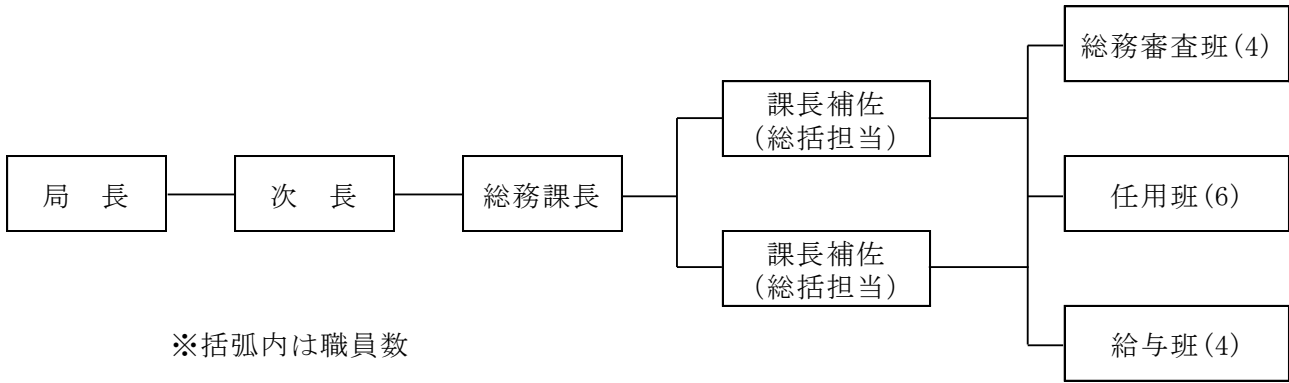
① 労働基準法関係

手続きの種類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	3	—	3
時間外・休日労働に関する協定届	22	97	1	120
継続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	2	2

② 労働安全衛生法関係

手 続 の 種 類		知事	教育委員会	警察本部	計	
総括安全衛生管理者選任報告		2	—	—	2	
安全管理者選任報告		—	—	—	—	
衛生管理者選任報告		13	36	13	62	
産業医選任報告		—	6	2	8	
健康診断 結果報告	一 般	定期	1	1	1	3
		特定業務	—	—	—	—
	特 殊	有機溶剤	2	—	1	3
		鉛	—	—	4	4
		特定化学物質	—	—	1	1
		高気圧	—	—	1	1
		電離放射線	7	—	2	9
		指導勸奨	4	—	4	8
ストレスチェック結果等報告		1	1	1	3	
事 故 報 告		—	—	—	—	
労働者死傷病報告		3	—	23	26	

◎ 事務局の組織及び事務分掌（平成 31 年 4 月 1 日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。 5 予算，決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。